

平成 27 年 5 月 20 日

国際学生宿舎寮生 各位

一橋大学学生支援課

先日、小平国際学生宿舎において、他人を居室に宿泊させた寮生が退寮処分となりました。

他人を居室に宿泊させることは国際学生宿舎規則（第 18 条第 3 号）にて禁止されております。

今後、同様の行為が発覚した場合は退寮処分となります。今一度、国際学生宿舎規則を遵守するよう各自、心掛けてください。